

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-417
処分の種類	附帯工事費用の原因者負担命令			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第35条第3項			
処分の概要	他の工事又は他の行為により、自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の付帯工事費用の原因者に対する負担命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			